

令和 3 年 11 月 18 日
(理事・評議員合同会議決定)

**令和 4 年度
国の施策及び予算に関する重点提言
— 農林水産関係 —**

令和 3 年 11 月 18 日
全国市長会 経済委員会

農林水産施策に関する重点提言

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 経営所得安定対策等の充実強化

- (1) 経営所得安定対策については、地域の特性や実情を反映するとともに、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重し、制度の拡充や運用改善を図ること。
- (2) 米政策改革の推進に当たっては、米の需給及び価格の安定が図られるよう米価下落等に対するセーフティネットの整備や需要に応じた生産を可能とする情報提供等、必要な措置を講じること。
- (3) 水田活用の直接支払交付金については、速やかに法制化したうえで、地域の実情に応じた取組ができるよう拡充するとともに、十分な予算を確保すること。
- (4) 収入保険制度の安定と円滑な実施のため、所要の予算を確保するとともに、加入促進を図ること。
- (5) 農作業の省力化や低コスト化に向け、スマート農業等を活用し、生産技術等の高度化を推進すること。

2. 貿易交渉に係る適切な対応

T P P 11 協定、日 E U ・ E P A、日米貿易協定及び日英 E P A の発効に伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証し、総合的な T P P 等関連政策大綱の必要な見直しを行うとともに、同大綱に基づき、体質強化や経営安定、輸出拡大等、万全の対策を講じること。

また、同大綱に基づく施策に係る財源については、既存の農林水産予算に支障を来さないよう確保すること。

3. 農林水産物の輸出拡大に向け、必要な施設整備を促進するとともに、海外展開に取り組む農林漁業者へのサポート体制を強化すること。

4. 担い手対策等の推進

- (1) 認定農業者、経営継承者や集落営農組織等の担い手を育成・確保するためのサポート体制や研修の充実等の支援措置を拡充すること。
- (2) 新規就農者育成総合対策における経営開始時の資金支援については、交付要件の緩和や都市自治体の事務負担の軽減等を図るとともに、引き続き国の事業として全額国費にて実施すること。
- (3) 農地中間管理事業については、機構集積協力金や農地中間管理機構関連農地整備事業等の関係予算を十分に確保し、施策を充実させること。

5. 農業農村整備事業等の推進

- (1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化するとともに、当初予算において必要額を確保すること。
- (2) 農業水利施設等の防災・減災対策及び点検・修繕を含む老朽化対策を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。

特に、近年の激甚化・頻発化する豪雨災害にかんがみ、防災重点ため池の防災・減災対策や農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき都市自治体が行う事務については、以下の措置を講じること。

- 1) 防災重点ため池、田んぼダム等の整備に対する支援措置を講じること。
- 2) 農業用ため池の防災工事については、農村地域防災減災事業等を重点配分するなど、十分な財政措置を講じること。
- 3) 農業用ため池の保全整備をはじめ、管理を適切かつ円滑に行うために必要な人材確保、研修の開催、相談体制の構築等に対する財政措置や技術的支援を講じること。
- 4) 都市自治体が裁定による特定農業用ため池の操作、維持、修繕その他の管理に要する費用を所有者から徴取できない場合、所有者が負担すべき費用が都市自治体に転嫁されることがないように国費等の財政措置を講じること。

6. 持続可能な力強い農業を育てるため、地域資源を活用した農業の6次産業化に係る財政措置を拡充すること。

7. 農山村の活性化

- (1) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう拡充や運用改善を図るとともに、十分な予算を確保すること。
- (2) 中山間地域や棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域等、農山村の振興・活性化のための支援措置を拡充すること。

8. 原油価格高騰により、農林漁業の事業継続に支障が生じることのないよう、十分な財政支援を行うこと。

9. 鳥獣被害対策の充実強化

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲の強化及び処分効率化に向けた取組を行うこと。
また、鳥獣被害対策については、地域の実態に即した取組への支援や被害を受けた農業施設復旧、防護柵の更新、ICTを活用した取組等が効果的に推進できるよう十分な予算措置を講じること。
- (2) 捕獲の担い手確保に向け、有害捕獲に係る捕獲活動経費については、上限単価の引上げや捕獲確認の簡素化等を行うとともに、狩猟免許取得及び捕獲個体の運搬に係る経費の助成等、支援措置を拡充すること。

10. 畜産・酪農経営安定対策の充実強化等

- (1) 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚等の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を推進すること。
また、配合飼料の価格安定を図るとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用を推進すること。
- (2) 生産コストの削減などにより、収益力や生産基盤を強化するため、畜産収益力強化対策に係る財政措置を拡充すること。

11. CSF（豚熱）対策の充実強化等

- (1) CSFの終息に向け、農場における飼養衛生管理の強化、野生いのしし対策、発生農家の経営再開と産地の再生支援など、総合的なCSF対策を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 海外からの家畜伝染病については、国内侵入を防止するため、検疫体制の強化など、水際対策を一層強化・徹底すること。

12. 高病原性鳥インフルエンザ対策の充実強化等

(1) 養鶏業者に対して十分な経営支援を行うとともに、養鶏業者が講じる感染予防対策について十分な支援を行うこと。

(2) 風評被害の払しょくや食の安全性の啓発等に積極的に取り組むこと。

13. 森林経営管理制度が円滑に推進されるよう国の責任において、林業経営者に対して周知を図るとともに、都市自治体の事業実施体制の強化・整備に向けて、万全の措置を講じること。

14. 林業の担い手の確保・育成及び労働安全対策等を推進するとともに、都市自治体や林業経営体の取組に対する支援を充実すること。

また、経営の安定化に係る財政措置を拡充すること。

15. 木材の安定供給や効率的な森林施業の実施に不可欠な路網整備等の森林整備事業に係る財政措置を拡充すること。

また、造林作業の省力化・低コスト化に係る支援措置を拡充すること。

16. 国産材の利用拡大を推進するため、CLTの普及、住宅木材利用促進及び公共施設をはじめとした建築物等の木造化・木質化などに係る支援措置を拡充すること。

また、多様化する木材需要に対応するため、流通販路の拡大に資する施策を推進すること。

17. 林地台帳制度の運用に当たっては、森林情報の充実と共有を図るとともに、森林の計画的な整備・保全を推進するため、都市自治体への支援を継続すること。

18. 水産政策の着実な推進

(1) 新たな水産資源管理制度の運用に当たっては、漁業者等関係者の理解と

協力を得たうえで、資源状況に応じた適切な資源管理指針・計画により推進すること。

- (2) 海外での風評被害に対して、我が国の水産物の安全性が確保されている等を示し、科学的根拠に基づかない輸入制限措置等の対応が採られないよう、国の責任において積極的に働きかけるとともに、その影響を受けた漁業者に対する支援を講じること。
- (3) 沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進し、漁場の確保及び国際的な資源管理の一層の推進を図ること。
- (4) 我が国周辺の排他的経済水域内における違法操業に対する漁業取締体制を一層強化すること。
- (5) 漁業の担い手を確保し、年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立できるよう漁船取得や独立自営への支援等、新規就業者の確保・育成対策を継続的に実施するとともに、水産基盤整備等に必要な財政措置を講じること。
- (6) 飼料の価格変動等により経営に大きな影響を受けている漁業者への漁業経営セーフティネットの拡充等、経営安定化対策を継続・強化すること。

19. 大規模自然災害の被災地における農業者が早期に営農を再開できるよう農地・農業用施設等の速やかな復旧支援や融資の円滑化など、積極的に支援すること。

また、迅速で円滑な支援が行われるよう災害復旧事業を柔軟かつ弾力的に運用するとともに、手続きを簡素化すること。

20. 新型コロナウイルス感染症対策関係

- (1) 外食やインバウンド需要の大幅な低下等により、国産農産物の価格低落などが顕著であるため、販売促進に係る支援や価格安定対策を拡充するとともに、地域を支える農業者の経営継続に万全の対策を講じること。
また、都市自治体が独自に実施する生産者支援に対し、財政支援を行うこと。
- (2) 米価への影響が著しいことから、収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）を早期に支払うなど生産者の経営維持に向けた支援策を講じること。
- (3) 畜産農家が安心して生産活動を続けられるよう肉用牛肥育経営安定交付金事業（牛マルキン）を活用するなど十分な経営支援を講じること。

- (4) 外食の需要減退による市場取扱量や魚価の低迷に伴い、漁業経営は厳しい状況が続いていることから、経営支援に万全の措置を講じること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者等の資金繰りに支障が生じることがないように、万全の措置を講じること。

